

参考資料

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行並びに盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂 土、砂又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。 (2) 特定工作物 斜面地（地盤面の最も低い地点と地盤面の最も高い地点の標高の差が5メートルを超え、かつ、傾斜度が水平面に対し15度を超える土地を含む一団の区域をいう。以下同じ。）及び当該斜面地の周辺の土地として規則で定める土地に設置する工作物であって、その工作物の水平投影面積の合計が300平方メートル以上又は高さが15メートル以上となるものをいう。 (3) 特定事業 特定工作物に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業をいう。 (4) 事業区域 特定事業を行う一団の土地の区域をいう。 (5) 建設発生土 建設工事に伴い副次的に得られる土砂をいう。 (6) 特定建設発生土搬出 建設発生土を当該建設工事の区域から搬出する行為（土砂を利用することを目的として、土砂を一時的に搬出し、又はたい積させる行為（以下「仮置き」という。）を含む。）であって、その土砂の体積が500立方メートル以上となるものをいう。 (7) 事業者 特定工事又は建設工事の発注者（他の者から請け負った特定工事又は建設工事の発注者を除く。以下同じ。）、請負契約によらないで、特定工事又は建設工事を自ら行う者その他規則で定める者をいう。 (8) 所有者等 特定事業を行う土地の所有者、管理者、占有者、地上権又は賃借権を有する者その他の当該土地の使用、収益、管理又は処分に関する権限を有する者をいう。 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）で使用する用語の例による。 (県の責務及び市町村との連携) 第3条 県は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。 2 県は、前項の措置を講ずるに当たり、市町村と連携を図るものとする。 (事業者及び所有者等の責務) 第4条 事業者及び所有者等は、特定事業の実施に当たっては、次項及び第3項に定めるもののほか、関係法令を遵守するとともに、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好	(趣旨) 第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）並びに鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び条例で使用する用語の例による。 (斜面地の周辺の土地) 第2条 条例第2条第1項第2号の規則で定める土地は、斜面地の最も高い地点からの水平距離が、当該斜面地における最も低い地点と最も高い地点の標高の差（当該差が50メートルを超える場合にあっては、50メートル）以内の区域にある土地とする。 (特定事業) 第3条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、工作物に係る工事を行う事業であって、当該事業を行う区域、当該区域に隣接する区域その他一体の区域として知事が別に定める区域において既に設置し、又は設置している工作物と合わせた場合にこれらの工作物が条例第2条第2号の要件を満たす事業とする。

な自然環境及び生活環境を保全するために必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。 (1) 事業区域及びその周辺区域における斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項 (2) 特定工作物の構造の安全性に関する事項 (3) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項 (4) 特定工作物の維持管理に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項 3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。 (1) 特定工作物の維持管理に要する費用 (2) 特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用 （土地の所有者、管理者等の責務） 第5条 土地の所有者、管理者、占有者、地上権又は賃借権を有する者その他の当該土地の使用、収益、管理又は処分に關する権限を有する者は、斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させ、又は管理させることのないよう努めなければならない。 第2章 宅地造成等に関する工事の規制 （中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模） 第5条の2 法第18条第4項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。 (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土等を除く。） (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土（以下「盛土等」という。）であって、当該盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの （定期報告を要する宅地造成等の規模等） 第5条の3 法第19条第2項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、前条各号に掲げるものとする。 2 法第19条第2項の条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。 (1) 高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの (2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの 3 法第19条第2項の条例で付加する事項は、次に掲げる事項とする。	（技術基準） 第4条 条例第4条第2項の技術基準は、別表第1に定めるとおりとする。 （技術的基準の付加） 第4条の2 政令第20条第2項の規定により、政令第18条の特定盛土等に関する工事の技術的基準に規則で付加する技術的基準は、次に掲げるものとする。 (1) 土砂を処分するための盛土をする場合には、地表面が水平面に対し27度を超える角度をなす土地を生じさせないこと。 (2) 土砂を処分するための盛土が5メートルを超える高さである場合及び既に施工し、又は現に施工している盛土と合わせて施工するものである場合は、小段の設置その他適切な措置を講ずること。 （災害発生のおそれがないと認められる工事） 第4条の3 省令第8条第1項第9号及び同項第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。
---	---

(1) 土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地 (3) 災害発生の防止のための必要な措置 (4) 盛土に用いた土砂の土質 (5) 搬入された土砂の状況 （許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模等） 第5条の4 法第32条、第37条第4項及び第38条第2項の条例で定める規模の特定盛土等は、第5条の2各号に掲げるものとする。 2 法第32条及び第38条第2項の条例で定める規模の土石の堆積は、前条第2項各号に掲げるものとする。 3 法第38条第2項の条例で付加する事項は、前条第3項各号に掲げる事項とする。 第3章 特定事業の許可等 （近隣関係者への説明） 第6条 事業者は、次に掲げる申請を行う前に、生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容について、説明会の開催その他の方法により説明を行わなければならない。 (1) 次条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請 (2) 第9条第1項の規定に基づく事業計画の変更に係る許可の申請 2 前項の説明を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。 （特定事業の実施に係る許可） 第7条 特定事業を実施しようとする事業者（新たな特定工作物の設置その他の事由により、当該事業が特定事業に該当することとなった場合における当該事業者を含む。）は、特定工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業の実施については、この限りでない。 (1) 国、地方公共団体が行う特定事業 (2) その他規則で定める特定事業 2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画を記載した書類（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付した許可申請書を知事に提出しなければならない。 3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 特定事業の実施予定日及び完了予定日 (3) 事業区域の所在地及び面積 (4) 特定事業の実施に係る工事費の総額 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	（近隣関係者の範囲） 第5条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 事業区域内の土地又は事業区域に隣接する土地（斜面地において特定事業を行う場合にあっては、事業区域からの水平距離が50メートルの範囲内の土地。次号において同じ。）の所有者、管理者、地上権又は賃借権を有する者 (2) 事業区域内の土地又は事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者又は当該建物について使用貸借の権利若しくは賃借権を有する者 (3) 地元自治会（事業区域又は事業区域からの水平距離が50メートルの範囲内の土地を含む町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する者 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定事業の実施により土砂災害の影響を受けるおそれがある区域に居住する者その他知事が別に定める者 （許可を要しない特定事業） 第6条 条例第7条第1項第2号の規則で定める特定事業は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の交付を受ける必要がある工作物並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の工作物の設置に係る特定事業とする。 （特定事業の実施に係る許可の申請） 第7条 条例第7条第2項の許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 特定事業の許可に係る手数料の金額 2 条例第7条第2項（条例第9条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、別表第2に定めるとおりとする。 3 条例第7条第3項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
--	---

(許可の基準等) 第8条 知事は、前条第2項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る特定事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、前条第1項の許可をしてはならない。 (1) 事業計画の内容が技術基準に適合していること。 (2) 第18条第1項の規定による保証金の預入が必要な場合にあっては、保証金の預入がされ、並びに同条第3項の規定により県との質権設定契約が締結され、及び当該質権の設定について県に民法（明治29年法律第89号）第364条の規定による対抗要件（以下単に「対抗要件」という。）を備えさせていること。 (3) 事業区域又はこれに近接する土地に特定工事を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。 (4) 許可を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。 ア 第14条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） イ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人 2 知事は、前条第1項の許可に、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るために必要な条件を付することができる。 3 知事は、前条第1項の許可の申請に対して、許可をし、又はしないこととしたときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。 (事業計画の変更の許可等) 第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。 (1) 特定事業に係る規則で定める軽微な変更 (2) 特定工作物の維持管理に係る規則で定める軽微な変更	(1) 特定工事を請け負った者又は請け負うことを予定している者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 特定工作物の配置計画 (3) 工作物の水平投影面積及び高さ (4) 特定事業の目的及び概要 (5) 特定工事を管理するための事務所の概要及び現場責任者の氏名 (事業計画の変更の許可) 第8条 条例第9条第1項の規定による事業計画の変更の許可を受けようとする許可事業者は、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 変更の内容及び理由 (3) 変更年月日 (4) 変更に係る特定事業の許可年月日及び許可番号 (5) 変更の許可に係る手数料の金額 (事業計画の変更の許可を要しない軽微な変更) 第9条 条例第9条第1項第1号の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第7条第3項第1号若しくは第2号又は第7条第3項第5号に掲げる事項の変更 (2) 次のいずれかに該当する事業計画の変更(斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのあるものを除く。) ア 事業区域の面積の2割以内の減少 イ 特定工作物の水平投影面積(高さ15メートル以上の特定工作物の場合にあっては、事業区域における当該特定工作物の設置の総数)の2割以内の減少 (3) その他軽微な変更として知事が別に定めるもの 2 条例第9条第1項第2号の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 法令に基づく保守点検及び維持管理の方法のうち、当該法令の改正を要因とする変更 (2) その他軽微な変更として知事が別に定めるもの
---	--

2 許可事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。 3 第7条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。 (標識の掲示) 第10条 許可事業者は、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行っている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。 2 許可事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該標識を書き換えなければならない。 3 許可事業者は、第14条の規定により許可を取り消されたとき、又は当該特定事業を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。 (着手届) 第11条 許可事業者は、当該許可に係る特定工事に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、その旨を知事に届け出るとともに、当該特定事業を行う土地の所有者等に対して、規則で定めるところにより通知しなければならない。 (特定事業の中間検査) 第12条 許可事業者は、特定工事（第9条第1項の変更に係る工事を含む。）に次の各号に掲げる工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。	(事業計画の軽微な変更に係る届出) 第10条 条例第9条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書及び知事が別に定める書類により行うものとする。 (1) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 特定事業の目的及び概要 (3) 事業区域の所在地及び面積 (4) 軽微な変更の内容 (5) 当初の特定事業の許可年月日及び許可番号 (標識に記載する事項等) 第11条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 許可事業者の住所(法人にあつては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先 (2) 特定事業の目的及び概要 (3) 事業区域の所在地及び面積 (4) 特定工事を行う期間 (5) 特定事業の許可年月日及び許可番号 (6) 特定工事を行う者(事業者から特定工事を請け負って施工する場合は、元請負人。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (7) 現場責任者の氏名 (8) 事業区域及び周辺の状況を示す配置図 (9) 特定工事の施工体系図 2 条例第10条第1項の標識は、様式第1号により掲示するものとする。 (着手届) 第12条 条例第11条の規定による届出(以下「着手届」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先 (2) 特定工事を行う者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (3) 特定事業の許可年月日及び許可番号 (4) 特定工事の着手予定年月日及び完了予定年月日 (5) 事業区域の所在地及び面積 (6) 現場責任者の氏名 2 条例第11条の規定による通知は、前項の着手届の写しの送付により行うものとする。 (特定事業の中間検査) 第13条 条例第12条第1項の中間検査を受けようとする者は、特定工程に係る工事の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した中間検査申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 特定工事に着手した日及び特定工程に係る工事が完了した日 (3) 検査を受ける特定工程の内容 (4) 事業区域の所在地及び面積 (5) 特定事業の許可年月日及び許可番号 (6) 中間検査に係る手数料の金額 2 前項の中間検査申請書には、工事の状況を示すカラー写真(特定工事の各工程の状況及び当該特定工事の特定工程完了
---	---

(1) 特定工事を行う地盤の状態を確認する工程のうち規則で定める工程 (2) 特定工作物の基礎を設置する工程のうち規則で定める工程 2 知事は、中間検査の結果、特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたときは、許可事業者に通ずるものとする。 3 許可事業者は、前項の規定による特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けた後でなければ、特定工程後の工程の工事をしてはならない。 (特定事業の完了検査) 第13条 許可事業者は、特定工事を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「完了検査」という。）を受けなければならない。 2 知事は、完了検査の結果、特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたときは、許可事業者に通ずるものとする。 3 許可事業者は、前項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受ける前に許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させてはならない。 (許可の取消し) 第14条 知事は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第9条第1項の許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正の手段により、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。 (2) 第7条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件に違反したとき。 (3) 第7条第1項又は第9条第1項の許可に係る事業計画に違反して特定事業を実施したとき。 (4) 第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに特定工事に着手せず、又は1年以上特定工事を中断しているとき。 (5) 第7条第2項（第9条第3項において準用する場合を含む。）に規定する事業計画書に示された特定事業の完了予定日の翌日から起算して14日を経過する日までに完了検査を受けなかったとき。 (6) 第12条第1項の規定による中間検査を受けずに、又は同条第2項の規定による特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けずに特定工程後の工程の工事に着手したとき。	後の状況がわかるものに限る。)その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。 3 条例第12条第1項第1号の規則で定める工程は、根切り工事が完了した地盤の状態が設計図に定める土質及び深さであることを確認できる工程とする。 4 条例第12条第1項第2号の規則で定める工程は、特定工作物の基礎が設計図に定める位置、形状及び支持力であることを確認できる工程及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める工程とする。 (1) 事業区域内でコンクリートを打設する鉄筋コンクリート造基礎を施工するとき 当該基礎の配筋が設計図に定める配筋であることを確認できる工程 (2) 基礎杭を施工するとき 試験杭(工事着手日後最も早い日に施工される杭をいう。)の施工であつて、当該試験杭が設計図に定める杭の種別、位置、長さ、大きさ及び支持力であることを確認できる工程 5 中間検査は、次に掲げる工程ごとに行うものとする。 (1) 条例第12条第1項第1号に掲げる特定工程にあつては、技術基準により地盤の状態を確認する工程 (2) 条例第12条第1項第2号に掲げる特定工程にあつては、事業区域において、工事着手日後最も早い日に設置される工作物を施工する工程及び当該工作物に5を足した数ごとに設置される工作物を施工する工程 (特定事業の完了検査) 第14条 条例第13条第1項の完了検査を受けようとする者は、特定事業を完了し、又は廃止した後、速やかに次に掲げる事項を記載した完了検査申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 特定工事に着手した日及び特定工事が完了した日 (3) 特定事業を行う位置及び区域 (4) 特定事業の許可年月日及び許可番号 (5) 完了検査に係る手数料の金額 2 前項の完了検査申請書には、工事の状況を示すカラー写真(特定工事の各工程の状況及び当該特定工事の完了後の状況がわかるものに限る。)、条例第15条第1項の規定による報告その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。
---	--

(7) 前条第1項の規定による完了検査を受けずに、又は同条第2項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。 (8) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (9) 第18条第1項の規定による保証金の預入が必要な場合において、保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせず、若しくは当該質権の設定について県に対抗要件を備えさせずに特定事業を実施したとき。 (10) 第31条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による命令に違反したとき。 (定期的な報告) 第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。 (1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 特定事業の許可年月日及び許可番号 (3) 特定事業を行う区域及び位置 (4) 報告の対象となる期間 (5) 前号の期間中における次に掲げる事項 ア 特定工事の進捗状況 イ 事業区域における災害発生の防止のための必要な措置 (6) その他規則で定める事項 2 許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から当該工作物を撤去するまでの間（当該特定工作物の撤去後に第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合にあっては、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。 (1) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 報告の対象となる期間の特定工作物に係る維持管理の状況 (3) 事業区域において報告の対象となる期間に実施した災害発生の防止のための必要な措置 (4) 第4条第3項各号に掲げる費用その他事業者の義務の履行の確保のための費用（以下「防災・環境保全費用」という。）を確保している状況 (5) その他規則で定める事項 (特定事業の承継) 第16条 許可事業者から特定事業の全部を譲り受けた者は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。 2 許可事業者について相続、合併又は分割（特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する	(特定工事中の定期的な報告) 第15条 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、報告に係る期間中に特定事業を廃止し、又は完了した場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を要しない。 (1) 施工した特定工作物のカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。） (2) 報告に係る期間に施工が完了した工作物の部分の状況を撮影したカラー写真（1週間以内に撮影したものに限る。） (3) その他知事が別に定める書類 2 条例第15条第1項第6号の規則で定める事項は、斜面の安全の確保、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために報告を要するものとして、知事が別に定める事項とする。 (特定事業完了後の定期的な報告) 第16条 条例第15条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 特定事業を行っている間において、事情の変更により当該特定事業が第6条に規定する特定事業に該当することとなった場合 (2) その他知事が別に定める場合 2 条例第15条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 施工した特定工作物のカラー写真で、6月以前に撮影したもの及び1週間以内に撮影したもの (2) その他知事が別に定める書類 3 条例第15条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 事業区域における取付道路、排水設備、沈砂池、調整池その他付属施設及び斜面地の維持管理の状況 (2) その他知事が別に定める事項
--	--

法人若しくは合併により設立した法人又は分割により特定事業の全部を承継した法人は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。 3 前2項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、所有者等に通知しなければならない。 (特定工作物の撤去等) 第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る特定工作物を事業の用に供しないこととする場合又は廃止する場合においては、当該特定工作物の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の場合において、許可事業者は、規則で定めるところにより、同項の措置が適切に実施されているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「廃止時検査」という。）を受けなければならない。 3 知事は、廃止時検査の結果、当該事業区域及びその周辺の土地の区域において、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認め、又はなされていないと認めたときは、許可事業者及び所有者等に通知するものとする。 (特定事業に係る保証金の預入) 第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならない。 2 保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 事業者が実施しようとする特定事業に係る工事費の総額の100分の5に相当する額 (2) 事業区域の面積に1ヘクタール当たり200万円を乗じて算定した額 3 第1項の規定により保証金を預入した者は、第7条第1項の規定に基づく知事の許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権について県を質権者とする質権を設定するため、県と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、県に対抗要件を備えさせなければならない。 4 第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第7条第1項の規定に基づく知事の許可を受けるまでに」	(特定事業の承継に係る届出) 第17条 条例第16条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書及び特定事業の承継を証する書類の写しに条例及びこの規則の規定を遵守することを誓約する書面(様式第2号)を添えて知事に提出することにより行うものとする。 (1) 特定事業を承継した者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 承継した特定事業の概要 (3) 承継した特定事業の事業区域の所在地及び面積 (4) 特定事業を承継した日 (5) 特定事業を承継した理由 (6) 特定事業の許可年月日及び許可番号 (7) 条例第18条の保証金に関する事項 (特定工作物の廃止時検査) 第18条 条例第17条第2項の廃止時検査を受けようとする者は、速やかに次に掲げる事項を記載した廃止時検査申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 特定工事に着手した日及び特定工事が完了した日 (3) 条例第17条第1項に規定する措置に着手した日及び当該措置が完了した日 (4) 事業区域の所在地及び面積 (5) 特定事業の許可年月日及び許可番号 (6) 廃止時検査に係る手数料の金額 2 前項の規定により提出する書類には、工事の状況を示すカラー写真(特定工作物の撤去の状況及び斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために講じられた措置の状況がわかるものに限る。)その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。 (保証金の預入) 第19条 条例第18条第1項の保証金は、同条第2項の規定により算定した額(以下「算定額」という。)を条例第7条第2項の許可申請書を提出する前に預入するものとする。ただし、特定工事の期間が3年以上の特定事業を行う中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)又は個人事業者は、条例第7条第2項の許可申請書を提出する前に算定額の2分の1に相当する額以上の額を預入し、残額を特定工事の期間の年数(1年未満の端数は切り捨てるものとする。)で除して得た額(1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。次項において「分割額」という。)を条例第7条第1項の許可を受けた年度から毎年度3月31日(最終の預入にあっては、特定工事の期間が終了する6月前までの日)までに預入することができる。 2 前項ただし書の規定により保証金の預入を行う場合において、算定額と前項の規定により預入する額との間に差額が生じる場合は、最初に分割額を預入する際に、分割額に当該差額を合算した額を預入するものとする。
---	--

とあるのは、「第16条第1項又は第2項の規定により許可事業者の地位を承継した際に、特定工事に着手していない場合にあっては特定工事に着手するまでに、特定工事に着手している場合にあっては第16条第3項の規定に基づく知事への届出を行った後直ちに」と読み替えるものとする。 5 第1項から第3項までの規定は、既に特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第9条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。 （特定事業に係る保証金の公表） 第19条 知事は、前条の規定に基づき事業者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。 （保証金の使途） 第20条 知事は、事業者が第31条第1項、第2項、第4項又は第5項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に支障が生じると認める場合は、当該事業者の預入した保証金を県が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用に充てることができる。 2 前項に規定する場合のほか、知事は、事業者が廃掃法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、廃掃法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当すると認める場合は、当該事業者の預入した保証金を県が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用に充てることができる。 3 知事は、前2項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。 4 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法又は廃掃法第19条の8第5項において準用する行政代執行法の規定の例によるものとする。 （質権設定契約の解除等） 第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。 (1) 第8条第3項（第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしないこととし、その旨を通知したとき（既に特定工事に着手している場合を除く。）。 (2) 第9条第1項の規定に基づく事業計画の変更により、変更後の事業が特定事業に該当しないこととなったとき（斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置が講じられていると知事が認めるときに限る。）。 (3) 第14条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき（既に特定工事に着手している場合を除く。）。 (4) 第16条第1項又は第2項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、事業者の地位を承継した者と新たに第18条第4項の規定により読み替えて適用する同条第	3 条例第18条第5項に規定する場合において、事業計画を変更する前の算定額から増加する額（以下この条において「増加額」という。）が10万円未満の場合は、預入を要しないものとする。 4 増加額の預入は、条例第9条第3項において準用する条例第7条第2項の許可申請書又は第10条の届出書（以下この項において「変更許可申請書等」という。）を提出する前に預入するものとする。ただし、中小企業者又は個人事業者は、変更に係る工事に着手する日から変更後の特定工事の期間が終了するまでの期間（以下「残工事期間」という。）が3年以上ある場合、変更許可申請書等を提出する前に増加額の2分の1に相当する額以上の額を預入し、増加額にかかる残額及び事業計画を変更する前の算定額の未預入額の合計額を残工事期間の年数（1年未満の端数は切り捨てるものとする。）で除して得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）を条例第9条第1項の許可を受け、又は第10条の届出書を提出した年度から毎年度3月31日（最終の預入にあっては、特定工事の期間が終了する6月前までの日）までに預入することができる。 5 第2項の規定は、前項の増加額の預入を行う場合に準用する。
---	---

3 項の規定に基づく質権設定契約を締結し、及び当該質権の設定につき県に対抗要件を備えさせたとき。 (5) 事業者が廃止時検査の結果に係る通知（斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認める旨の通知に限る。）を受けたとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、知事が質権設定契約を解除することが適当と認めるとき。 2 事業者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第18条第 1 項の規定により預入した保証金の減額を知事に申し入れることができる。 3 前項の規定による申入れがあった場合において、知事は、保証金の減額を行っても適切に斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされると認めるときは、保証金の減額を行うことができる。 4 知事及び事業者は、前項の規定により保証金の減額を行う場合は、第18条第 3 項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとする。 第 4 章 特定建設発生土搬出の許可等 （建設工事の注文に当たっての発注者の指示） 第22条 発注者は、建設工事を注文するに当たり、元請負人に対して当該建設工事に伴って生じる土砂の適正な処理を指示するよう努めなければならない。 （特定建設発生土搬出の許可等） 第23条 発注者（請負契約によらないで自ら特定建設発生土搬出を行う者を含む。以下この条において同じ。）は、特定建設発生土搬出を行う事業（事業規模の拡大その他事業着手後に生じた事情の変更により特定建設発生土搬出に当たることとなった行為を行う事業を含む。）を実施するときは、当該特定建設発生土搬出を実施する日までに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。 (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出 (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂の搬出 (3) その他規則で定める土砂の搬出	（公共的団体） 第20条 条例第23条第 1 項第 2 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。 (1) 西日本高速道路株式会社 (2) 日本下水道事業団 (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構 (4) 公益財団法人鳥取県造林公社 (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社 (6) 西日本旅客鉄道株式会社 (7) 中国電力株式会社 (8) 前各号に掲げる公共的団体のほか、国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部若しくは一部を拠出している法人又はその資本金その他これに準ずるものを出資している法人であって、特定事業を行うことに関し、技術基準を遵守する能力が国又は地方公共団体と同等以上であると知事が認める法人 （許可を要しない土砂の搬出） 第 21 条 条例第 23 条第 1 項第 3 号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。 (1) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定による採取計画の認可を受けた採石業者が当該認可に係る土地の区域において採取した土砂の搬出
--	--

2 前項の許可を受けようとする者は、当該建設工事の区域ごとに次に掲げる事項を記載した特定建設発生土搬出を行う事業に係る計画（以下「搬出事業計画」という。）及び規則で定める書類を添付した許可申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 発注者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2) 建設工事の名称及び内容 (3) 建設工事の位置及び区域 (4) 搬出する土砂の数量 (5) 土砂を搬出する期間 (6) 土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置及びその土地の所有者、管理者、占有者又は地上権若しくは借地権を有する者（次項において「土砂処分地所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (7) その他規則で定める事項 3 知事は、前項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。 (1) 搬出事業計画に記載された内容が適切であること。 (2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。 ア 土砂を処分する場合にあっては、当該土砂を処分する土地の区域が、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第40条第1項の届出を行った工事を現に行っている区域その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされているものとして規則で定める区域であること。	(2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る土地の区域において採取した土砂の搬出 (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に掲げる野積場の区域において保管された土砂の搬出 (4) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂の搬出 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設若しくは同法第14条第6項の許可を受けた産業廃棄物処分業者がその事業の用に供する施設又は同法第8条第1項の許可を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設若しくは同法第15条第1項の許可を受けた者が設置する産業廃棄物処理施設において、物理的又は化学的に形状又は性質を改良した土砂の搬出 (6) 森林の施業及び管理又は営農その他これらに類する事業（当該事業を営むために行う土地の造成及び区画の変更を含む。）に伴う土砂の搬出 (7) 建設工事その他事業に使用する目的で販売された土砂の搬出 (8) 前各号に掲げる搬出のほか通常の維持管理の範囲で行われるものとして、知事が別に定める土砂の搬出 （搬出事業計画書） 第22条 条例第23条第2項の許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 特定建設発生土搬出の許可に係る手数料の金額 2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 建設工事の位置及び区域を示す図面 (2) 土砂を処分し、又は仮置きする土地（以下「土砂の搬出先」という。）の位置及び区域を示す図面並びに条例第23条第3項第2号アからウまでのいずれかに該当する場合はその事実を証する書類 (3) 条例第23条第5項に規定するトレーサビリティシステムを利用する場合にあっては、当該システムに登録された内容について、県による閲覧を承諾する旨を記載した書類 (4) その他知事が別に定める書類 3 条例第23条第2項第7号の規則で定める事項は、次の各号に定めるものとする。 (1) 土砂の搬出先において土砂を処分し、又は仮置きする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 土砂の搬出先の区域が、法令に基づく許可を受けている場合にあっては、当該法令の名称、許可の年月日及び許可の番号 (3) その他知事が別に定める事項 （土砂の処分区域） 第23条 条例第23条第3項第2号アの規則で定める区域は、次の各号に定めるものとする。 (1) 政令第5条第1項各号に掲げる工事を現に行っている区域 (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可を受けた工事を現に行っている区域
--	--

イ 土砂を仮置きする場合にあっては、当該土砂を仮置きする土地の土砂処分地所有者等の承諾が得られていること。 ウ 土砂を処分する土地の所在地が鳥取県内でないものにあっては、当該土砂を処分する土地の土砂処分地所有者等の承諾が得られていること。 4 知事は、第1項の許可の申請に対して、許可をし、又はしないこととしたときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。 5 発注者又は元請負人が建設発生土の適正処理の促進のためのトレーサビリティシステム（建設発生土の有効利用の推進を目的とし、情報通信技術を活用して、土砂の発生元から搬出先までの流通を正確に把握することができるシステムをいう。以下同じ。）について、利用者としての登録をしたときは、第2項に規定する搬出事業計画を策定したものとみなす。 （搬出事業計画の変更等） 第24条 前条第1項の許可を受けた者（以下「搬出許可事業者」という。）は、同条第2項各号（第1号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更に係る土砂の搬出の前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。 (1) 搬出する土砂の数量の2割以内の減少 (2) 土砂を搬出する期間の3月以内の延長 (3) トレーサビリティシステムにおける登録事項の変更 (4) その他規則で定める事項 2 搬出許可事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。 3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の許可について準用する。 （建設発生土搬出完了等の報告） 第25条 搬出許可事業者は、当該許可に係る特定建設発生土搬出を完了し、又は廃止したときは、完了又は廃止の日から起算して20日以内にその旨を知事に報告しなければならない。 （搬出許可の取消し） 第26条 知事は、搬出許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第23条第1項又は第24条第1項の許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の許可を受けたとき。 (2) 第23条第1項又は第24条第1項の許可に係る搬出事業計画に違反して特定建設発生土搬出を行ったとき。 (3) 前条の報告をせず、又は虚偽の報告を行ったとき。 (4) 第31条第3項から第5項までの命令に違反したとき。 第5章 雑則 （巡視活動） 第27条 知事は、不適切な盛土等の施工、工作物の設置及び建設発生土の搬出を防止し、斜面の安全の確保を図るために必要な巡視活動を行うものとする。	(3) 営農その他これに類する事業（当該事業を営むために行う土地の造成及び区画の変更を含む。）に伴う工事を現に行っている区域 (4) 盛土等を施工した後の土地と事業区域に隣接する全ての土地との標高の差が1メートル未満となる工事を現に行っている区域 (5) 前各号に掲げるもののほか、斜面地以外であって、斜面の安全の確保、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に支障が生じるおそれがないものとして、知事が別に定める区域 （搬出事業計画の変更等） 第24条 条例第24条第1項の規定により、搬出事業計画の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 搬出許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 変更の内容及び理由 (3) 変更年月日 (4) 特定建設発生土搬出の許可年月日及び許可番号 2 条例第24条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 搬出する土砂の数量の2割以内の増加 (2) 第22条第3項第1号に掲げる事項 (3) その他知事が別に定める事項 3 条例第24条第2項の規定による届出は、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出することにより行うものとする。 （特定建設発生土搬出完了等報告書） 第25条 条例第25条の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した特定建設発生土搬出完了等報告書の提出により行うものとする。 (1) 搬出許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 建設工事の名称及び内容 (3) 建設工事の位置及び区域 (4) 特定建設発生土搬出の許可年月日及び許可番号 (5) 搬出した土砂の数量 (6) 土砂を搬出した期間 2 条例第25条の規定による報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 土砂を処分し、又は仮置きした土地の状況が確認できるカラー写真 (2) その他知事が別に定める書類
---	--

(報告の徴収及び立入調査) 第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所、事業区域若しくは土砂を搬出し、処分し、若しくは仮置きする土地に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (指導及び助言) 第29条 知事は、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導又は助言をすることができる。 (勧告) 第30条 知事は斜面地の工作物の設置及び建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (命令) 第31条 知事は、許可事業者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が第4条第2項の規定に違反し、特定事業を実施したと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 知事は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定事業を実施した者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 知事は、第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定建設発生土搬出を実施した者（第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該建設発生土の搬出を中止すること及び期限を定めて当該建設発生土の撤去その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 4 知事は、前3項の規定によるほか、前条の規定による勧告をした場合において、特定事業又は特定建設発生土搬出の実施により、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者又は搬出許可事業者（第14条又は第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 5 知事は、前各項の規定によるほか、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、特定事業又は特定建設発生土搬出を実施している者（第14条又は第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に	(身分証明書等) 第26条 条例第28条第2項の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。 2 法第7条第1項(法第24条第2項(法第48条において準用する場合を含む。))及び第43条第2項において準用する場合を含む。))及び第2項の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。 3 法第7条第2項の許可証は、様式第5号によるものとする。
---	--

対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 6 知事は、前各項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び命令に従わない者の氏名又は名称を公表するものとする。 (許可台帳) 第32条 知事は、規則で定めるところにより、この条例の規定による処分、報告その他の事項に係る台帳を整備し、保管するものとする。 (手数料) 第33条 別表の区分欄に掲げる行為を求める者は、それぞれ同表の金額欄に定める額の手数料を納付しなければならない。 2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (適用除外) 第33条の2 鳥取市の区域については、この条例の規定は、適用しない。 (規則への委任) 第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第6章 罰則 第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、許可を受けずに、特定事業を行ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けたとき。 (3) 正当な理由がなく第31条第1項から第5項までの規定による命令に違反したとき。 第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第10条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかったとき。 (2) 第12条第3項の規定に違反して、中間検査の結果に係る通知(特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。)を受けずに特定工程後の工程の工事をしたとき。 (3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知(特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。)を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。 (4) 第15条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反して、許可を受けずに、特定建設発生土搬出を行った者 (6) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の規定による許可を受けたとき。 (7) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	(許可台帳の記載事項) 第27条 条例第32条の台帳には、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。 (1) 特定事業の許可に係る台帳 次に掲げる事項 ア 許可年月日、許可番号及び許可に付した条件 イ 許可事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) ウ 特定事業の内容及び期間 エ 事業区域の所在地及び面積 オ 保証金の額及び預入した金融機関の名称 カ 変更の許可の年月日及びその内容 キ 軽微な変更の届出の年月日及びその内容 ク 中間検査の通知の年月日及びその内容 ケ 完了検査の通知の年月日及びその内容(特定事業を廃止した場合にあっては、その理由) コ 特定事業を承継した者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに承継した理由 サ 廃止時検査の通知の年月日及びその内容 シ その他知事が別に定める事項 (2) 特定事業の定期的な報告に係る台帳 次に掲げる事項 ア 許可年月日及び許可番号 イ 許可事業者(特定事業を承継した者を含む。)の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) ウ 特定事業の内容 エ 事業区域の所在地 オ 定期報告の対象期間及び受理年月日 カ 特定事業を完了し、又は廃止した後の定期報告にあっては、特定工作物の維持管理に係る不備又は異変の概要 キ その他知事が別に定める事項 (3) 特定建設発生土搬出の許可に係る台帳 次に掲げる事項 ア 許可年月日及び許可番号 イ 搬出許可事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) ウ 搬出する土砂の数量 エ 土砂を搬出する期間 オ 土砂の搬出先に関する事項 カ トレーサビリティシステムの利用に関する事項 キ 変更の許可の年月日及び内容 ク 軽微な変更の届出の年月日及びその内容 ケ 特定建設発生土搬出の完了等の報告の年月日 コ その他知事が別に定める事項 (書類等の提出部数) 第28条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類その他書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。 (雑則) 第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則
---	--

第37条 第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和4年5月1日から施行する。 (既存特定事業に係る経過措置) 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手している特定事業（以下「既存特定事業」という。）については、施行日以後3月を経過する日又は施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間（他の法令等の手続により本条例と同等程度の技術基準を満たすものとして知事が別に定める特定事業にあつては、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間）は、第4条第2項の規定は、適用しない。 2 施行日以後3月を経過したこと又は施行日以後に事業計画の変更が行われたことにより、第4条第2項の規定を適用することとなった既存特定事業を実施している事業者は、第7条第1項の規定の例による許可を受けなければならない。 3 知事は、施行日以後は、第4条第2項に規定する技術基準の趣旨及び内容を考慮して、既存特定事業を実施する事業者（第1項の規定により第4条第2項の規定が適用されない事業者に限る。）に対して、第29条に規定する指導又は助言をすることができる。 4 第4条の規定は、施行日以後に既存特定事業を承継した者に対しても適用する。 (費用の確保に係る経過措置) 第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。 (1) 特定工作物の維持管理に要する費用 (2) 特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に行う既存特定事業（施行日前に施工された特定工作物に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。 (事業計画に係る経過措置) 第4条 既存特定事業を行っている事業者は、他の法令等の手続により本条例と同等程度の技術基準を満たすものとして知事が別に定める特定事業に係る事業計画を除き、施行日時点において事業者が有する事業計画を知事が別に定める期間までに、知事に提出するものとする。 2 知事は、前項の場合において既存特定事業に係る計画の内容を把握するため、第28条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。	この規則は、令和4年5月1日から施行する。 附 則(令和5年規則第30号) この規則は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例(令和5年鳥取県条例第30号)の施行の日から施行する。(施行の日＝令和5年7月7日) 附 則(令和5年規則第48号) この規則は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例(令和5年鳥取県条例第30号)第2条の規定の施行の日から施行する。 別表第1(第4条関係) 1 斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項 (1) 特定工作物を設置する斜面の傾斜度は、水平面に対して30度以下とすること。 (2) 事業区域内の斜面については、雨水、風化その他の自然現象による浸食又は崩壊を防止するための適切な措置を講ずること。 (3) 盛土その他の行為により斜面が生じる地盤については、小段又は排水設備の設置その他適切な措置を講ずること。 (4) 事業区域内の全ての地盤には、地表水等を排水施設まで適切に流下できるように勾配を付すること。 (5) 事業区域内の地表水等が適切に排水されるよう、知事が別に定める基準を満たす能力及び構造を有する排水設備を設置すること。 (6) 事業区域内の地表水等に対応した沈砂池、調整池その他の施設を適切に設置すること。 (7) 特定工事については、工事中における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。 2 特定工作物の構造の安全性に関する事項 (1) 工作物の構造は、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対して安全であること。 (2) 工作物に付属する構造物が、沈下、浮き上がり、転倒又は横移動が生じないように地盤に定着させるとともに、腐食、腐朽及び摩耗しにくい材料を使用するなどの措置を講ずること。 3 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項 (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可を受けて特定事業を行う土地の区域にあつては、同法及び同法に基づく命令に基づき森林の残置、造成その他必要な措置を講ずること。 (2) (1)以外の土地の区域にあつては、事業区域内に事業区域の面積の3パーセント以上の面積の森林又は緑地(以下「森林等」という。)を確保すること。 (3) 事業区域内に法面が生ずる場合にあつては、当該法面に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。 (4) 事業区域内の境界部分については、残置森林、植栽、塀、柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を講ずること。 (5) 工作物を山地に設置する場合にあつては、稜線の景観を保全するため、独立峰の頂部の付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に設置することをで
--	---

(特定建設発生土搬出の実施に係る許可についての経過措置)
第5条 施行日前に特定建設発生土搬出を行う建設工事に着手している者及び施行日以後に特定建設発生土搬出を行う事業の実施を予定している者は、施行日以後に土砂を搬出しようとするときは、この条例の施行前においても第23条又は第24条の規定の例により知事に申請をすることができる。
2 施行日前に特定建設発生土搬出を行う建設工事に着手している者については、施行日以後1月を経過する日までの間は、第23条又は第24条の許可を受けることを要しない。
3 施行日以後6月を経過する日までの間は、第23条第3項第2号アの規定は適用しない。

附 則 (令和5年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (令和5年条例第55号)

(施行期日)
1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行前に鳥取市の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 (第33条関係)

区分	金額	
法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可	盛土等をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
	盛土等をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円
	盛土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
	盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき 52,000円

きるだけ避けるとともに、主要な展望地及び公共交通施設並びにそれらの周辺からの眺望を妨げない位置に設置し、かつ、道路、公園その他の公共施設の境界線からできるだけ後退した位置とすること。

(6) 湖沼、ため池その他水面に近接して設置する場合にあっては、水面の景観及び水中の生態系への配慮を行うこと。

4 維持管理に関する事項

- (1) 法令に基づいて、適切に保守点検及び維持管理を行うこと。
(2) 維持管理及び事業区域の保全に要する費用を確保すること。
(3) 工作物の撤去に要する費用を確保すること。
(4) 不要となった工作物を速やかに撤去し、撤去によって生じた廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適切に処理を行うこと。
(5) 事業区域について、整地、緑化、修景その他災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に必要な措置を講ずること。

5 県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心の確保に関する事項

知事が別に定める基準

別表第2 (第7条、第15条関係)

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
1 事業者を確認するための書類	指定なし	(1) 個人にあっては住民票(本籍地(外国人にあっては、国籍)が記載されたものに限る。)、法人にあっては登記事項証明書 (2) 条例第8条第1項第4号に掲げる事項に該当しないことを誓約する書類
2 事業者の資力及び信用に関する申告書	指定なし	(1) 設立年月日、資本金、納税額、法令による登録等 (2) 特定工事その他の工事の経歴 (3) 申請に係る特定工事に必要な経費及びその内訳 (4) 請負契約(予定)金額 (5) 特定事業の経費に充てる収入(予定)金額 (6) 特定事業の準備に要する経費の調達方法
3 特定工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書	指定なし	(1) 元請負人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 請負契約(予定)金額 (3) 法令による登録等 (4) 特定工事その他の工事の経歴
4 事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類	指定なし	(1) 事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地登記簿謄本並びに事業区域に係る土地の公図の写し (2) 所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては、事業区域の土地の所有者の賃貸借契約書、使用承諾書その他これらに相当するもの (3) 土地以外の工作物、樹木その他土地に定着する物(以下「定着物等」という。)を使用する場合

	盛土等をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 61,000円			にあつては、当該定着物等の権利を持つ者との賃貸借契約書、使用承諾書その他これらに相当するもの
	盛土等をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 86,000円		5 他法令の許認可証等の写し	指定なし 他法令の許認可を受けたことを証する書類
	盛土等をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円		6 近隣関係者への説明実施記録	指定なし (1) 説明した近隣関係者の氏名及び条例第6条各号のいずれに該当するかの別 (2) 説明の方法 (3) 説明の時期、場所その他の状況 (4) 特定事業に関する意見及び要望並びにそれらに対する対応の内容
	盛土等をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 229,000円		7 事業区域の現況写真	指定なし 事業区域及び事業区域周辺の状況がわかるカラー写真
	盛土等をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 344,000円		8 設計説明書	指定なし (1) 事業者の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 特定事業の概要 (4) 斜面の安全の確保及び災害発生防止に関する設計の概要 (5) 構造の安全性に関する設計の概要 (6) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する設計の概要 (7) 関係法令の適用状況 (8) その他知事が別に定める事項
	盛土等をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 515,000円		9 施工計画書	指定なし (1) 工事概要 (2) 特定工事の工程表 (3) 現場の施工体制 (4) 中間検査の実施予定時期 (5) 完了検査の予定時期 (6) 工事中に係る定期報告を提出する時期 (7) その他知事が別に定める事項
	盛土等をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 687,000円		10 位置図	10,000分の1以上 (1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地並びに主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域
				11 区域図	2,500分の1以上 (1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 市町村界 (5) 市町村の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称

法第12条第1項又は法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円		12 求積図	500 分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積並びに保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 特定工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼、ため池その他の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式
	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円		13 現況図	2,500 分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況における植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向
	土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円		14 配置図	1,000 分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 特定工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状
	土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円		15 平面図	500 分の1以上	特定工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円		16 立面図	500 分の1以上	特定工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円		17 断面図	500 分の1以上	(1) 特定工作物の形状及び高さ (2) 特定工事を行う地盤の形状及び勾配 (3) 水平投影面積の合計が300平方メートル以上の工作物にあっては、その傾斜角度
	土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円		18 特定工作物に係る完成予想カラー図	指定なし	特定工事が完成したときの予想カラー図
					19 造成計画平面図	1,000 分の1以上
			20 排水施設計画平面図	500 分の1以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	
			21 斜面の断面図	50 分の1以上	(1) 斜面の高さ、勾配及び土質 (2) 盛土等を行う前後の地盤面 (3) 斜面の保護の方法	

	土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円	22 特定工作物の構造図 50分の1以上 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 23 土砂の流出を防止する施設その他災害を防止する施設に関する図面 50分の1以上 (1) 施設の種類 (2) 施設の材料 (3) 施設の形状 (4) 施設の寸法及び勾配 24 維持管理方法説明書 指定なし (1) 維持管理を行う事業者の名称 (2) 維持管理方法の概要 (3) 特定事業の完成又は廃止の後において行う措置に関する計画の概要 (4) 工事完了後に係る定期報告を提出する時期 (5) その他知事が別に定める事項 25 完成又は廃止の後の措置を示した平面図 1,000分の1以上 特定事業の完成又は廃止の後において行う措置に関する計画 26 特定工作物の構造計算書 指定なし (1) 基礎・地盤説明書 (2) 荷重・外力計算書 (3) 応力計算書及び断面計算書 (4) 基礎の構造計算書 27 その他知事が別に定めるもの 指定なし その他知事が別に定めるもの																															
	土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 63,000円																																
	土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 97,000円																																
	土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 137,000円																																
法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可又は法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可	変更に係る土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円	様式第1号（第11条関係） 120センチメートル以上 特定事業に関する標識 <table border="1"> <tr> <td colspan="4">事業区域の所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="4">事業区域の面積</td> </tr> <tr> <td colspan="4">特定事業の目的及び概要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">許可年月日及び許可番号</td> <td>特定工事を行う期間</td> <td>年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">許可を受けた者</td> <td>住所（所在地）</td> <td rowspan="3">事業区域及び周辺を示す配置図</td> <td rowspan="3">施工体系図</td> </tr> <tr> <td>氏名（名称）</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定工事を行う者</td> <td>住所（所在地）</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名（名称）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場責任者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業区域の所在地				事業区域の面積				特定事業の目的及び概要				許可年月日及び許可番号		特定工事を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	許可を受けた者	住所（所在地）	事業区域及び周辺を示す配置図	施工体系図	氏名（名称）	連絡先	特定工事を行う者	住所（所在地）			氏名（名称）	現場責任者の氏名			
	事業区域の所在地																																	
	事業区域の面積																																	
特定事業の目的及び概要																																		
許可年月日及び許可番号		特定工事を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日																															
許可を受けた者	住所（所在地）	事業区域及び周辺を示す配置図	施工体系図																															
	氏名（名称）																																	
	連絡先																																	
特定工事を行う者	住所（所在地）																																	
	氏名（名称）																																	
現場責任者の氏名																																		
変更に係る土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円																																	
変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円																																	

90センチメートル以上

	変更に係る土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき 52,000円	50センチメートル以上				
	変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 61,000円					
	変更に係る土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 86,000円					
	変更に係る土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円					
	変更に係る土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 229,000円					
	変更に係る土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 344,000円					
	変更に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 515,000円					
			様式第2号（第17条関係）				
			特定事業の承継に係る誓約書				
			年 月 日 鳥取県知事 様				
			特定事業を承継した者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）				
			住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
			私（法人にあっては、当法人）は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第16条第1項又は第2項に基づき条例に係る地位を承継しましたので、役員及び支配人、使用人その他の従業者が下記に掲げる事項を誠実に履行することを誓約いたします。				
			なお、条例に違反した場合、特定事業の許可の取消し等、いかなる処分等を受けても異議はありません。				
			また、条例第31条の命令を受けたにも関わらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、県が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするための措置を講ずることとなった場合は、当該措置に要する費用に保証金を充てることとしても異議はありません。				
			記				
			1 条例第4条及び第5条の責務を誠実に果たし、事業区域に係る斜面の安全確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全について必要な措置を責任を持って講じること。				
			2 条例の規定により保証金の預入の義務がある場合にあっては、条例第18条の保証金を直ちに金融機関に預入すること。				
			様式第3号（第26条関係） （表面）				

	変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 687,000円		年 月 日交付 第 号（有効期間 年 月 日まで） <table><tr><td>所 属</td><td>職 名</td><td>氏 名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 上記の者は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例第28条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証する。 鳥取県知事 （裏面）	所 属	職 名	氏 名			
所 属	職 名	氏 名								
法第16条第1項又は法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可	変更に係る土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円		鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例 抜粋 （報告の徴収及び立入調査） 第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所、事業区域若しくは土砂を搬出し、処分し、若しくは仮置きする土地に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 様式第4号（第26条関係） （表面） 身 分 証 明 書 年 月 日 交付 第 号（有効期間 年 月 日まで） <table><tr><td>所 属</td><td>職 名</td><td>氏 名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による土地の立入り等、第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等、第24条第1項（法第48条の規定により準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び第43条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証する。 鳥取県知事 （裏面） 宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋） （基礎調査のための土地の立入り等） 第5条 都道府県知事は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。 2～5 略 （基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等） 第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測	所 属	職 名	氏 名			
	所 属	職 名	氏 名							
	変更に係る土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円								
	変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円								
	変更に係る土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円								
変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円									
変更に係る土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円									

	変更に係る土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円	量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 2・3 略 （立入検査） 第24条 都道府県知事は、（中略）権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。 2・3 略 （立入検査） 第43条 都道府県知事は（中略）権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。 2・3 略																
	変更に係る土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円																	
	変更に係る土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 63,000円																	
	変更に係る土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 97,000円																	
	変更に係る土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 137,000円																	
第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可	1件につき91,000円		様式第5号（第26条関係） 基礎調査のための土地の試掘等の許可証 第 号 年 月 日 様 鳥取県知事 宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、下記の行為を許可する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>試掘等を行う目的</td><td></td></tr> <tr><td>試掘等を行う地番</td><td></td></tr> <tr><td>障害物の種類及び地番</td><td></td></tr> <tr><td>試掘等を行うために必要な面積</td><td></td></tr> <tr><td>土地（障害物）の所有者及び占有者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>試掘等の方法及び範囲</td><td></td></tr> <tr><td>試掘等を行う期間</td><td></td></tr> <tr><td>責任者所属職氏名</td><td></td></tr> </table> 注 不要の項及び部分は抹消すること。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	試掘等を行う目的		試掘等を行う地番		障害物の種類及び地番		試掘等を行うために必要な面積		土地（障害物）の所有者及び占有者の氏名		試掘等の方法及び範囲		試掘等を行う期間		責任者所属職氏名	
試掘等を行う目的																			
試掘等を行う地番																			
障害物の種類及び地番																			
試掘等を行うために必要な面積																			
土地（障害物）の所有者及び占有者の氏名																			
試掘等の方法及び範囲																			
試掘等を行う期間																			
責任者所属職氏名																			
第9条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可	1件につき53,000円																		
第12条第1項の規定に基づく特定事業の中間検査	1件につき26,000円																		
第13条第1項の規定に基づく特定事業の完了検査	1件につき33,000円																		
第17条第2項の規定に基づく特定工作物の廃止時検査	1件につき33,000円																		

第23条第1項の規定に基づく特定建設発生土搬出の許可（トレーサビリティシステムに利用者としての登録をしている者が許可の申請をする場合を除く。）	1件につき10,000円	
第24条第1項の規定に基づく特定建設発生土搬出の変更の許可（トレーサビリティシステムに利用者としての登録をしている者が許可の申請をする場合を除く。）	1件につき6,000円	
第32条第1項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付	1件につき650円	